平成２６年（フ）第１９号
堺市堺区向陵中町１丁５番29―207号、前住所堺市堺区田出井町１番２―4101号
債務者　田中　　香
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
大阪府富田林市錦織中１丁目11番14号
債務者　廣野喜美子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
堺市中区八田西町２丁５番21号
債務者　大西　裕子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７号
栃木県佐野市奈良渕町332番地　県営奈良渕住宅341
債務者　田村　有三
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１３号
栃木県佐野市上台町2126番地
債務者　恩田　裕二
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１０７０号
東京都昭島市松原町１丁目１番20―634号
債務者　武藤　泰江
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
静岡県浜松市南区増楽町447番地　エスポアールⅡ202号、前住所静岡県浜松市中区東伊場１丁目35番11号
債務者　佐竹由希恵こと　邱　　煒妹
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５７４号
川崎市川崎区出来野６番21―303号　大師パールハイム、前住所川崎市川崎区中瀬３丁目20番17―302号
債務者　八子　貴吏
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９８号
川崎市多摩区生田３丁目13番７―103号、前住所川崎市多摩区枡形１丁目21番１―303号
債務者　詫广　真一
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１０号
川崎市川崎区鋼管通１丁目３番１―602号　エンゼルハイツ
債務者　米田　亜紀
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２８号
川崎市高津区宇奈根728―５、住民票上の住所川崎市多摩区堰２丁目１番26―３号
債務者　関　　忠之
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３４号
川崎市川崎区旭町１丁目16番４―304号　ステーションプラザ川崎
債務者　伊藤　友紀
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４１号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目939番地13　アネシス・ヴィラ101、前住所宮城県仙台市太白区長町４丁目５番44―２号　グリーンハイツ101
債務者　千葉　吉裕
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４２号
川崎市幸区小倉５丁目３番２号　グリーンエレガンス107、申立時の住所川崎市川崎区下並木57番地　マンション松葉305
債務者　由利　理沙
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２号
川崎市川崎区東門前１丁目５番１―103号
債務者　松本イク子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係